

構造改革特別区域計画

(第2回変更後)

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県東頸城郡安塚町

同 浦川原村

同 松代町

同 松之山町

同 大島村

同 牧村

2 構造改革特別区域の名称

東頸城農業特区

3 構造改革特別区域の範囲

安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村の全域

4 構造改革特別区域の特性

当該地域は、新潟県の南西部に位置する全国有数の豪雪地帯であるとともに、松之山地すべりに代表される新第3期層の地すべり地帯で、全町村面積431平方キロメートルのうち48%が指定区域となっている。

また、古来より天水田の棚田が形成され、水稻を主体とした農業生産活動の維持による地域環境・景観の保全を行うことで、地すべり防止などの国土保全機能の維持保全が図られてきた地域であり、このような農を中心とした生活基盤の維持は、農家人口が当該地域人口の66.3%を占めるなど、平成12年の農林業センサスの結果からも明らかのように現在に引き継がれている。

しかしながら、高度経済成長等の社会構造の変化や、このような厳しい自然条件等の理由により、平成12年度の人口は20,838人で昭和60年度の74.5%に減少し、65歳以上の高齢化率が35%（県平均21%）と県内でも過疎化・高齢化の進展が特に著しい地域となっている。

一方で地域の農地の状況は、全耕地面積5,397haのうち1/20以上の急傾斜農地（中山間地域等直接支払制度対象農地）が62.3%を占め、この地形的条件により水田の整備率は県平均48.9%に対し21.3%と大幅に低い水準となっている。また、平成13年の農林水産統計によれば農家の生産農業所得は、

農業専従者換算 1 人あたり地域内で 557 千円と県平均 1,461 千円の 38.1% に止まっている。

このように当該地域は、自然的・経済的・社会的条件が非常に不利な地域であることから、地域の主たる産業である農業経営の状況を平成 12 年の農林業センサスからみると、農家 1 戸当たりの経営耕地面積は県平均の 55.6% に当たる 75.2 a に過ぎず、全農家 3,823 戸のうち 65 歳未満の農業専従者がいない割合は 92.7% にのぼり、後継者がいる農家の割合は 25% にすぎない。

当該地域の農地は年々減少を続け昭和 60 年 8,651ha あった耕地面積が平成 12 年には 5,397ha (減少率 37.6%) に減少し耕作放棄されている。また、平成 12 年農林業センサスによる耕作放棄面積は 1,507 戸の農家で 443ha と全経営耕地面積の 13.3% に達し、平成 12 年から平成 14 年までの間に 197ha の農地が減少し更に遊休農地化している。

農林業以外の産業は、公共事業を主体とする建設業と温泉観光産業等であるが公共事業量の減少や景気の低迷を反映して、雇用環境の悪化などこれら産業の活力も失われつつある。

その一方で、平成 9 年に「ほくほく線」(第三セクター鉄道の(株)北越急行)が開通したことに伴い、平成 10 年から豊かな地域資源を活用した「越後田舎体験」推進事業をスタートさせ、体験交流型観光による地域活性化を図っている。また、農業面では農協等関係機関と地域が一体となった特別栽培米の作付けが平成 14 年度 70ha に及び 6,500 俵販売するなど、付加価値の高い米作りの取組が進んでいる。

そして、これらの新たな産業の兆しは、停滞している地域経済の活性化に向けて大きな効果を発揮しつつあることから、今後の当該地域の振興策として重要な位置づけとなってきた。

5 構造改革特別区域計画の意義

このように、当該地域における農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。

そこで、これらの緊急的課題に対応するため新潟県との連携を図りながら、新潟県版「中山間地域産業連携特区構想」を提案してきたところであり、東頸城農業特区計画は、この特区構想を実践するためのもので、その内容と意義は以下のとおりである。

構造改革特別区域を自然的・経済的・社会的条件が同様に従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡 6 町村全域に設定する。

また、構造改革特別区域には、構造改革特別区域法第23条（農地法の特例）と第24条（酒税法の特例）及び第31条（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法の特例）並びに構造改革特別区域基本方針中別表1の407（消防法令の特例措置）と本東頸城農業特区の関連事業、更に、今後実施可能となる新たな特例措置及び全国において実施する規制緩和、既存の補助事業などを効率的に活用することにより、新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全、市民農園の開設や濁酒の製造と提供及び農家民宿業等の拡大による都市住民との交流促進と地域活性化など、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築する。

そして、農林水産省が策定した食料・農業・農村基本法が目指す「農業農村の持続的な発展と振興」及び食と農の再生プランが目指す「食の安全と安心の確保、都市と農村の共生と対流」などに対応し、新潟県長期総合計画のにいがた未来戦略が目指す「緑の山里・いきいき夢プラン戦略」を実践する中山間地域活性化モデル版を全国に発信するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域計画の意義に基づき、当該地域では豊かな自然や棚田、そこから生産される安全で安心な農産物、ブナ林等の森林、ホタルやカタクリ等の動植物、人、食文化や伝統文化などの地域特有の環境と資源を活用した「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築し、都市住民との連携と協働による、地域の環境と景観や伝統文化の維持と継承及び雇用の確保や地域経済の活性化を図ることとする。

具体的には次の目標を設定する。

（1）新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全

当該地域内及び隣接地域における特定法人を対象に農業への参入を認めることにより、農業経営者の新たな担い手の確保を図り、今後想定される担い手不足による農地の遊休化の防止と国土を保全し、豊かな自然環境を維持する。

農業経営の安定化を目指して農家や特定法人による市民農園の開設を促進し、また、農家民宿を開設するなど、農業経営の多角化による収入のアップを図る。

（2）地域の環境と資源を活用した新たな複合循環型産業の育成

参入した特定法人の経営の安定化を図るため、当該地域一円において豊

かな自然を活かした有機農産物などの付加価値の高い農業を展開し、新潟県の認定を受けた特別栽培米や有機特別栽培米の増産に向けた土づくりや堆肥づくり、そして、地場産の農産物を食材にしたレストランと農産物の販売を併設するなど、地産地消と農産物直販システムの構築を図り総合的で循環型の新しい農業産業（アグリビジネス）を育成する。地域のきれいな水資源を活用して淡水魚の養殖事業や豊富な山菜資源を活用した加工食品産業などが地場産業となるよう育成する。

当該地域の「雪国という自然環境」、「良質な地元産の酒米」、「酒造りに適した水」、「歴史的に培われてきた杜氏の技」等の地域的要素を活用して濁酒を製造し、農業体験交流等で地域内を訪れる人に飲用として提供して地域経済の活性化を図る。

（３）グリーン・ツーリズム（体験交流型ふるさと観光）産業の育成と拡大

地域の豊かな自然環境を資源とした体験交流型観光をより拡大・推進するため、現在、修学旅行や総合学習の受け入れが主な「越後田舎体験」推進事業に、市民農園を活用した農業体験交流のフィールドを整備し、都市住民が家族ぐるみで農業や田舎の体験ができる環境を充実することにより、「越後田舎体験」推進事業のさらなる魅力アップを図る。

また、体験交流型観光を通じて有機農産物などを食材として提供することにより、都市住民（消費者）の目に見える形で「安全で安心な農産物」の周知と啓発を行う中で農産物のブランド化を育成し、新たな販路の拡大を図る。

地域内の廃校や古民家等の遊休施設と農家の住居を活用して、特定法人や農家が農家民宿等を開業して宿泊施設の充実を図ることにより、都市住民と農山漁村の交流を促進し、家族をターゲットにした長期滞在型の田舎体験交流産業（ふるさと観光）の育成と従来型のホームステイから農家民宿業へと体験交流の構造改革を目指す。

（４）地域の人材を活用した新たな雇用の確保と新規定住の促進

地域に根ざした特定法人が農業経営を行うことにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られると同時に、建設業労働者の冬期間余剰人員の活用、建設業等を退職したシルバー人材（人の資源）の活用など新たな雇用の確保を図る。

農家民宿と市民農園を活用し、新規就農希望者、市民農園利用者への農業体験や研修等を実施することにより、新規就農者の育成を図る。

特定法人などが就農を希望する都市住民を雇用することにより、ＵＪＩターンなどの新規定住の促進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

東頸城農業特区計画では、構造改革特別区域法第23条（農地法の特例）と第24条（酒税法の特例）及び第31条（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律及び市民農園整備促進法の特例）並びに構造改革特別区域基本方針中別表1の407（消防法令の特例措置）と本東頸城農業特区の関連事業、更に、今後実施可能となる新たな特例措置及び全国において実施する規制緩和、既存の補助事業などを効率的に活用することにより、新たな担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全、市民農園の開設や濁酒の製造と提供及び農家民宿業等の拡大による都市住民との交流促進と地域活性化など、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全・活用する産業連携」の取組による6町村連携の複合循環型の産業システムを構築することにより以下のような経済的社会的効果が発生する。

なお、詳細は添付した参考資料1の「構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的効果の算出基礎」による。

（1）新たな担い手創出効果（農地の遊休化の防止と国土の保全）

地域に根ざした建設会社等の特定法人が、平成17年度までに50ha（田畑10ha、採草放牧地・牧場40ha）、平成17年度以降50ha（田畑50ha）、合計100ha（田畑60ha、採草放牧地・牧場40ha）の遊休農地に平成19年度を目標として農業参入することにより、遊休農地の防止効果（農業生産効果）として63百万円を見込んでいる。

また、今後とも地域全体で適切な農業生産活動が継続されることで現状維持される多面的機能効果額は約90億円で、特区を活用する100haの農地で維持される多面的機能効果額は9千万円と見込まれる。

そして、平成16年度からスタートする市民農園等による都市住民を対象とした農業体験交流の推進により、地域全体で平成19年度には担い手農家の収入が市民農園の使用収益で約560万円、農業体験希望者を受け入れ指導することで約3,000万円アップすることから、農家の経営が安定する効果として見込んでいる。

（2）複合循環型産業の創出効果

平成16年度より3年間の実績を経て、新潟県特別栽培米の認証を受ける当該地域の自然環境を活かした付加価値の高い農業を展開することで、平成19年度には一般栽培農産物よりさらに約3千万円程度の収入の増加が見込まれる。

また、民間活力を導入することにより、従来農家では進出できなかった堆肥の製造、レストランの経営、農産物加工場、ワイン工房など地域の特性と都

市住民の意向に即した複合循環型の産業システムを平成 17 年度までに創出し、さらに、地域のきれいな水環境を活用した淡水魚（イワナ等）の養殖事業や豊富な山菜資源を活用した加工食品産業などが、平成 17 年度以降地場産業の主流となることが見込まれる。

（３）農業体験交流の拡大による効果

平成 16 年度以降農業体験交流のフィールドとして市民農園を活用し、併せて観光農園、農産物加工施設、ワイン工房などの施設を組み合わせることにより農業体験交流メニューの充実が図られる。

また、農業体験交流において有機栽培農産物等を食材として提供することにより、都市住民（消費者）の食の安全と安心に対する意識を啓発し、新たな地場農産物等の販路拡大が図られる等の効果が見込まれる。

（４）新規雇用とシルバー人材の活用による雇用の拡大効果

平成 15 年度以降地域に根ざした建設会社等の特定法人が農業に参入することにより、新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大が図られると同時に、就農を希望する都市住民を雇用することにより、UJターンなどの新規定住が促進される。

（５）特定農業者による濁酒の製造と提供を通じた地域経済活性化の効果

酒造りに適した地域的要素と農業体験などの交流人口の多い当該地域内において、寒仕込みや雪室などの自然環境と施設を活用して濁酒を製造し提供する事業では、次のような地域経済活性化の効果が見込まれる。

地域の環境と資源を活用した新たな産業として濁酒を製造し提供する事業の効果額は、目標製造数量の 3,600 リットルを提供することで 400 万円が見込まれる。

グリーン・ツーリズム型産業の育成として、濁酒を飲用する目的で地域内に訪れる入り込み客の増加目標を 1,430 人、それによる宿泊費等の経済的効果額は約 1,060 万円と見込まれる。

また、地域の人材を活用した新たな雇用として、地域内で酒造りの経験を持つ杜氏や酒造り労働者などの雇用が 12 名程度見込まれる。

（６）農家民宿業等の拡大による体験交流型ふるさと観光の促進を図る地域経済活性化効果

体験交流型産業については、農業特区に参入した特定法人や農家が農家民宿を開業することにより、宿泊施設の充実と長期滞在型の田舎体験交流産業が育成され、平成 16 年度には体験交流人口を 5,000 人規模まで拡大し 1 億円産業に成長することを見込んでいたが、既に平成 15 年度には体験交流人口が 5,336 人に総売上高が 116 百万円に達するなど益々拡大の傾向にある。

そこで、更に都市住民のグリーン・ツーリズムへの要望に応え体験交流型ふるさと観光産業として拡大を図るために、地域資源の廃校や古民家等の遊休施設を活用した農林漁業体験宿泊施設等と農家の住居を活用した農家民宿等を新たに開業すること。また、従来のホームステイから農家民宿業への構造転換を図ること。

そして、これらの取組を促進することにより宿泊施設の更なる充実が図られ、平成10年度からスタートした「越後田舎体験事業」を含む体験交流型ふるさと観光が平成17年度には、旅館業法に基づく宿泊施設で現在の19施設から24施設に、また、現在392戸の農家ホームステイの民泊施設が429施設に拡大され、農家民宿業等と農家ホームステイを合わせた体験交流人口が12,000泊を超える規模へ拡大し、総売上額が120百万円に達する産業に成長することを見込んでいる。

更に、最終目標の平成19年度には、旅館業法に基づく宿泊施設が30施設に農家ホームステイの民泊施設が540施設に拡大され、農家民宿業等と農家ホームステイを合わせた体験交流人口が20,000泊を超える規模へ拡大し、総売上額が2億円へ達する産業に成長することを見込んでいる。

8 特定事業の名称

407：農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業

707：特定農業者による濁酒の製造事業

1001：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

1002：地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

自然的・経済的・社会的条件が不利な当該地域においては、農林業など一産業だけで地域活性化を図ることは不十分であると考えられることから、今後新たな規制緩和などを活用し今回申請の「東頸城農業特区計画」に変更追加する方法で、地域内で育ちつつあるグリーン・ツーリズムに関する産業など、多種多様な産業を育成し連携を図る中から総合的な振興を図ることとする。

具体的な構想は以下のとおりである。

地域の遊休施設を活用して、特定法人が有機農産物を活用した農産物加

工工場とレストランを経営し、地元の酒造会社と提携した「しょうちゅう」と「ワイン」の製造と販売を行う事業。

小規模農地(10a～20a程度)と宅地建物をセットとして都市住民に販売する担い手対策と定住促進事業。

農家民宿等の開設拡大に関連する旅館業法の面積要件の緩和(新潟県旅館業法施行条例)、道路運送法の適用除外、旅行業法の適用除外の規制緩和措置を活用する。

廃屋等の保存や農家民宿等への利活用整備と市民農園や体験交流施設の整備に新潟県単独事業「にいがた『ふれあい・グリーン・ツーリズム』促進事業」を活用する。

別紙	構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容
----	--

別紙

1 特定事業の名称

番 号：407

特定事業の名称：農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内に所在する農林業者と農業生産法人及び同区域内に農地又は山林を所有する農林業者と農業生産法人並びに農業特区に参入し農業を営む特定法人で農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

特別区域内では、平成9年に第三セクター鉄道の「ほくほく線」(株北越急行)が開通したことに伴い、翌平成10年から特別区域内の東頸城6町村連携で豊かな地域資源を活用した「越後田舎体験」推進事業をスタートさせ、体験交流型観光による地域活性化を図っており、平成15年度には小中高の修学旅行(体験型)を中心に6,772人(9,210泊)を受け入れ、その総売上額は1億円に達しているが、都市住民のグリーン・ツーリズムへの期待が高まる中、宿泊施設の不足や施設設備の充実及び地域的施設数のバランスなどの課題も多く、今後より多くの交流人口を受け入れて更に成長していくためには、これらの課題を解消する必要がある。

そこで、特別区域内の遊休施設や農家を活用した農家民宿業等を拡大する中から体験交流によるグリーン・ツーリズム(体験交流型ふるさと観光)産

業を育成し地域経済の活性化を図るためには、農家民宿等を開業するに際しての負担軽減が必要であり、構造改革特別区域基本方針中別表1の407：農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業による消防法令の特例措置は、誘導灯及び誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置について前記ガイドラインが適用されることから、今後開業を予定している農家民宿業等11施設の開業促進のためには不可欠である。また、併せて農家民宿の開業促進のため全国において実施する規制緩和の農家民宿等の開業に関連する旅館業法の面積要件の緩和（新潟県旅館業法施行条例）、道路運送法の適用除外、旅行業法の適用除外の規制緩和措置も活用することとした。

（2）要件適合性を認めた根拠

「誘導灯」及び「誘導標識」について

農家民宿の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、

ア 各客室から直接外部に容易に避難できること。又は、建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

ウ 農家民宿等において、その従業員が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記のガイドラインが適用される。

「消防機関へ通報する火災報知設備」について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、

ア 誘導灯及び誘導標識にかかる条件（前記5の（2）の ）を満たしていること。

イ 客室が10室以下であること。

ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されること。

の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要し

ない、との前記のガイドラインが適用される。

別紙

1 特定事業の名称

番 号：707

特定事業の名称：特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日から

4 特定事業の内容

業に関与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者。

事業が行われる区域

新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域

事業の実施期間

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載する認定計画特定農業者が、濁酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

特別区域内は、全国有数の豪雪地帯で古来より棚田などの天水田に水稻単作の農業生産活動による地域を維持してきた中山間地域で、古くから（江戸中期）関東などの酒造りを支えてきた酒男集団（杜氏に統率された酒造りの出稼ぎ集団）越後杜氏の中の「頸城杜氏」のふるさとである。積雪のため生産活動の停止する冬場に、蓄えの少ない自小作の農民が農業所得の不足を補うためと口減らしのために異郷の関東・中部など26都道府県に酒屋稼ぎと

して出稼ぎに出向いた歴史がある。また、特別区域内においても酒造りの長い歴史がある。大正元年には17戸の造り酒屋で3,353石を製造した記録も見られる。その後も雪国ならではの酒造りが行われ地域経済の発展に貢献してきたが、時代の変遷により現在では1軒だけが酒造りを継承している。

現在では、酒造工程の機械化、企業の統廃合や年間雇用の酒男の採用、通年兼業農家の増加のため出稼ぎ人口が激減したことなどが要因で酒男出稼ぎも激減したものの、特別区域内には平成15年度で8名の杜氏と29名の酒男が現役として酒造りに携わっており、現役は引退したものの酒造りの経験を持つ杜氏経験者は11名、酒男経験者は35名を数える未だに杜氏の技を継承している地域である。

特別区域内は、県内でも有数の酒米の生産地で、大粒で心白が多く麹菌の入りが良いなど酒造りに最適な「五百万石」を主体に年間295haが作付され約1420tの酒米が酒造会社と委託契約で栽培出荷されている。

特別区域内には、酒造りの仕込み水として最適な軟水がブナ林などの豊かな森林資源に蓄えられ、清水として特別区域内の各所に湧水している。

特別区域内では、松之山温泉郷を中心とした従来型の温泉観光産業と豊かな地域資源を活用した「越後田舎体験」の体験交流型観光産業による都市交流と地域活性化が図られ、平成14年度の実績で約130万人の入り込み客が特別区域内を訪れているが、冬期間におけるスキー客以外の入り込み客の増加が今後地域経済の活性化に向けての課題となっている。

これら「雪国という酒造りに適した自然環境」「良質な地元産の酒米」「清冽な酒造りに適した水」「歴史的に培われてきた杜氏の技」などの地域的要素と農業体験などの交流人口の多い当該特別区域において、寒仕込みや雪室など地域の自然環境と施設を有効に活用した上記1の特定事業「特定農業者による濁酒の製造事業」を導入することで、特別区域内の農業者が自ら生産した米を主原料として濁酒を製造し飲用として提供することは、地域の環境と資源を活用した新たな産業の育成とグリーン・ツーリズム型産業の育成、地域の人材を活用した新たな雇用が生まれる等、東頸城農業特区計画の目標を達成し地域経済の活性化を図る上で重要な特定事業となる。

別紙

1 特定事業の名称

番 号：1001

特定事業の名称：地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で特区の認定を受けて、上記1の特定事業の用に供するため、農地所有者から所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する町村又は農地保有合理化法人
構造改革特別区域内で特区の認定を受けた町村又は農地保有合理化法人から農地等の貸付けを受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年6月1日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

- (ア) 農地等を貸付ける主体は、構造改革特別区域内で特区の認定を受けた町村又は農地保有合理化法人とする。
- (イ) 農地等の貸付けを受けて農業に参入する主体は、上記2に記載の特定法人とする。

事業が行われる区域

新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域

事業の実施期間

上記3に記載の適用開始日から

事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載する特定法人の農業への参入と農業経営に必要な付帯する各種農業関連施設とする。

- ・ 農業経営面積100ha（水田、畑、果樹園、養畜等）
- ・ 事業開始時に8.2ha、その後50haに拡大。最終的に100haの農業経営

5 当該規制の特例措置の内容

特別区域内における農地の状況は、当該地域が全国有数の豪雪地帯であると同時に地すべり地帯であり、1 / 20 以上の急傾斜農地が全耕地面積の 62.3% を占め、水田の整備率も 21.3% と低水準にとどまっている。また、農家所得も農業専従者で 557 千円と県平均の 38.1% と低水準となっている。

このように自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は県平均の 55.6% にあたる 75.2 a に過ぎず、全農家 3,823 戸のうち 65 歳未満の農業専従者がいない割合は 92.7% にのぼり、後継者がいる農家は 25% に過ぎない状況にある。

そのため離農等による耕作放棄が進み昭和 60 年に 8,651ha あった農地が平成 12 年には 5,397ha (減少率 37.6%) まで減少している。また、平成 12 年農林業センサスによる耕作放棄面積は 1,507 戸の農家で 443ha と全経営耕地面積の 13.3% にも達し、平成 12 年から平成 14 年までの間で 197ha が減少し更に遊休農地化している。

また、地域内の町村担い手公社 4 法人、農業生産法人 3 法人で 113ha を経営しているが、いずれも法人内で働く職員の高齢化が進み、今後発生してくる農地の遊休化に対応できない状態となっている。

このように、農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。

そこで、これらの緊急的課題に対応するため新潟県と連携を図りながら、「中山間地域産業連携特区構想」を提案し、当該地域の振興・活性化に向けた実践計画として「東頸城農業特区計画」を作成した。

東頸城農業特区は、構造改革特別区域を自然的・経済的・社会的条件が同様で従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡 6 町村全域に設定する。

構造改革特別区域には、上記 1 の特定事業「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業」を導入することで、担い手不足への対応を図り農地の遊休化を防止する。

また、関連事業や今後実施可能となる特例措置及び全国規制緩和措置、既存の補助事業等を活用することにより、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全し活用する産業連携」の取組による 6 町村連携の複合循環型産業システム（中山間地域活性化モデル版）を構築し

地域経済の活性化を図るものである。

別紙

1 特定事業の名称

番 号：1002

特定事業の名称：地方公共団体又は農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で市民農園を開設する農地所有者

構造改革特別区域内で特区の認定を受けた町村又は農地保有合理化法人から特定農地を借り受けて市民農園を開設する農地を所有していない者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年6月1日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体

- (ア) 農地を貸付ける主体は、構造改革特別区域内で特区の認定を受けた町村及び農地保有合理化法人とする。
- (イ) 農地の貸付けを受けて市民農園を開設する主体は、上記2に記載の農地所有者及び農地を所有していない者とする。

事業が行われる区域

新潟県東頸城郡安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村の全域

事業の実施期間

上記3に記載の適用開始日から

事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載する農地所有者及び農地を所有していない者が開設する市民農園と付帯する関連施設とする。

- ・ 市民農園開設区画数 171 区画（既存 129 区画を 300 区画に拡大）
- ・ 事業開始時 50 区画、最終的に 171 区画に拡大。

5 当該規制の特例措置の内容

特別区域内における農地の状況は、当該地域が全国有数の豪雪地帯である

と同時に地すべり地帯であり、1 / 20 以上の急傾斜農地が全耕地面積の 62.3%を占め、水田の整備率も 21.3%と低水準にとどまっている。また、農家所得も農業専従者で 557 千円と県平均の 38.1%と低水準となっている。

このように自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、農家 1 戸あたりの経営耕地面積は県平均の 55.6%にあたる 75.2 a に過ぎず、全農家 3,823 戸のうち 65 歳未満の農業専従者がいない割合は 92.7%にのぼり、後継者がいる農家は 25%に過ぎない状況にある。

そのため離農等による耕作放棄が進み昭和 60 年に 8,651ha あった農地が平成 12 年には 5,397ha (減少率 37.6%) まで減少している。また、平成 12 年農林業センサスによる耕作放棄面積は 1,507 戸の農家で 443ha と全経営耕地面積の 13.3%にも達し、平成 12 年から平成 14 年までの 2 年間で 197ha が減少し更に遊休農地化している。

また、地域内の町村担い手公社 4 法人、農業生産法人 3 法人で 113ha を経営しているが、いずれも法人内で働く職員の高齢化が進み、今後発生してくる農地の遊休化に対応できない状態となっている。

このように、農業経営者の高齢化と担い手の不足、耕作放棄地や遊休農地の増加は、地域経済にとってマイナス面だけでなく、地域そのものの存在が危ぶまれるほど深刻な課題となっている。

そこで、これらの緊急的課題に対応するため新潟県と連携を図りながら、「中山間地域産業連携特区構想」を提案し、当該地域の振興・活性化に向けた実践計画として「東頸城農業特区計画」を作成した。

東頸城農業特区は、構造改革特別区域を自然的・経済的・社会的条件が同様で従来から地域的なつながりが強く、ともに「越後田舎体験」推進事業による体験交流型観光で地域活性化を図っている新潟県東頸城郡 6 町村全域に設定する。

構造改革特別区域には、上記 1 の特定事業「地方公共団体又は農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業」を導入することで、農業経営の多角化を図り都市と農村の共生と対流を促進する。

また、関連事業や今後実施可能となる特例措置及び全国規制緩和措置、既存の補助事業等を活用することにより、当該地域特有の環境と資源を活かした「農を中心に据えた地域環境を保全し活用する産業連携」の取組による 6 町村連携の複合循環型産業システム（中山間地域活性化モデル版）を構築し地域経済の活性化を図るものである。